

ごみの野焼きは 禁止されています

ごみの野焼きは、ダイオキシン類などの環境に悪影響を及ぼす物質を発生させる原因となります。

このため、ごみの「野焼き」や「ドラム缶での焼却」などは、法律で原則禁止されています。

また、焼却炉についても、法律の構造基準に適合したものでない限り使用できません。



家庭で発生した燃えるごみは、週に2回の定期収集の時に出示してください。もし大量に発生したときには、自分でごみ処理施設に持ち込むか、市の許可業者に処理を依頼してください。



また、事業活動で発生したごみは、自分でごみ処理施設に持ち込むか、市の許可業者に処理を依頼してください。



日頃から分別やリサイクルに心がけ、ごみの減量にご協力ください。

罰 則

処理基準に従わずに廃棄物の焼却をおこなった場合は、「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科」されることがあります。

<問い合わせ先>

環境局 産業廃棄物指導課 Tel.711-4303

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

(焼却禁止)

第十六条の二 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 十五 第十六条の二の規定に違反して、廃棄物を焼却した者
- 2 前項第十五号の罪の未遂は、罰する。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋）

(焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却)

第十四条 法第十六条の二第三号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 一 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 二 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 三 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 五 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの